

129. 木造千手観音立像保存修理事業

千手寺 代表役員 柴田 明恭

<修復前>

本尊左前

全影

本尊右前



木造千手観音立像

総 高 228.5cm
(光背頂上～台座地付)
像 高 155.6cm
(頭上面～地付)
最大張 94.0cm
(光背周縁左端～同 右端)
最大奥 67.1cm
(台座円形框正面～同 背面)

京都府

解説

本像（本尊）は十一面四十二臂の典型的な千手観音立像で、平安時代後期の和様彫刻の特徴がよく表れている。今回の修理では造立年代が判明しなかったが、江戸期以後に数回の修理が行われたことが判明した。また蓮華王院本堂の千体千手観音立像（国宝）に通ずる特徴が再確認され、千体千手観音立像を参考に不足していた持物を新造、脇手も配置換えを行った。それにより造立時に近いであろう姿に復元されたことは、本像を信仰する信徒にとって非常に有意義で喜ばしいことである。なお修理内容にも記載があるが、本事業を後世に伝えるため、事業内容と助成団体名等を記載した記録文書と紺紙金泥種子曼荼羅を作成し本尊内に奉納した。

<修復後>

本尊左前



全影



本尊右前



修復業者

公益財団法人美術院

修復内容

本尊・光背・台座を燻蒸後、後補漆箔の剥離止めを行った。各部の接合にゆるみが生じていたため、頭・ torso 以外の大半を一旦解体し、亡失する持物を補い脇手の配置を整理して組み付け、本体が真っすぐ立つよう調整した。頭頂後部の穴から torso 内に鼠が持ち込んだと思われる金箔の剥落片が大量に発見され、多くの漆箔片を本尊に復位できた。その穴は桧材で補足し、今回の修理記録文書等を納入した後に膠で取り付けた。光背は接合の緩む箇所を一旦解体し、割損部や矧ぎ目を接着し、形状不適合な個所を補足して組み付けた。台座は解体後、新たに内部の構造補強を行い、強固に組付け直すことで、本体や光背を安定して立てることが出来るようになった。

京都府暫定登録文化財 京丹波町指定文化財 修理解説書

(2ヶ年継続、第2年度、令和7年度)

京都府船井郡京丹波町妙楽寺太夫
千手寺

種 類	名 称	員 数	指定年月日
彫 刻	木造千手観音立像	1 軀	令和2年3月27日府暫定登録 昭和63年3月31日町指定

像 高 155.6 cm

〔形 状〕

(本 軀)

髻上に頂上仏面を、髻側面に四面と地髪部に六面の変化面を表す。天冠台は紐二条の上に大きめの列弁を表す。髻・地髪・後頭部地髪は平彫り、天冠台下地髪に束目を表し、毛筋彫りを表わさず。白毫相を表し、耳朵環状、三道を表す。条帛を懸け、天衣を両肩に懸け、裙・腰布を著ける。合掌手・宝鉢手等四十二臂を表わす。合掌手・施無畏手以外に各手持物を執る。両足先をやや開いて蓮華座に直立する。

(光 背)

挙身光背。二重円相(頭光、身光)、光脚、周縁。頭光は中央に八葉蓮華を表し、その周囲に紐二条・圈帯を表し、外縁に紐一条・連珠(交互に長短の珠を配す)・紐一条・列弁。身光は倒心形に空とし、圈帯を紐二条で内外に分け、外縁に紐一条・連珠(交互に長短の珠を配す)・紐一条・列弁。光脚は蕊・五弁を表し、基部は一文字。周縁に雲烟を表す。

(台 座)

蓮華三重座。仰蓮(八方二段切り付け)、反花(八方二段、背面切り落とし)、円形框(六方入隅、背面切り落とし)、廻脚付き。

〔品質構造〕

(本 軀)

桧材、寄木造。現状、膠下地、漆箔仕上げ、截金。彫眼。白毫はガラス製嵌入。頂上仏面および頭上面は植え付けとする。

頭軀幹部は大略左右二材矧ぎ、後頭部の左右材間に別材を挟む。髻は別材。軀部の肩後より後方に左右二材を矧ぎ、左側ではこの材と軀幹部材との間に数材を上下に矧ぎ足す。頭軀幹部を内割りする。両腕は肩より別材を矧ぎ足して、合掌手の前膊半ばまでと宝鉢手の肘前までを彫り出す。合掌手は前膊半ばと手首で各矧ぎ、両手首先は一材製。宝鉢手は肘前と手首で各矧ぎ、両手首先は一材製。脇手は左右各前後三列

(前列6本、中列7本、後列6本)を各肘・手首で矧ぎ(右前列第三手は前膊半ばで相欠きに別材矧ぎ付け。左前列第四手、左中列第四・五手、左後列第三手、右後列第二手は肘付近に小材を矧ぎ足す)、合掌手上膊後の別材基部(基部前後三列は各一材、基部左前列の下部と、右中列の外側に別材を矧ぎ足す。左右共に上下二箇所竹の丸柄を前後に貫通させ繋ぐ)に矧ぎ付ける。肩後の脇手基部上部および後方に天衣を彫出した別材を矧ぎ、脇手基部の付根を隠す。両足柄はそれぞれ躰幹部材の内割りに達する長さで差し入れる。両足先別材矧ぎ付け、踵まわりに小材を矧ぎ足す。左右垂下天衣は別材打ち付け。各持物別材、漆箔仕上げ。

(光 背)

桧材、漆箔仕上げ。

二重円相(頭光・身光)と光脚を通し堅木左右三列矧ぎ。中列は上下二材(下部は柄まで彫出)、左右列は各一材の上部に各小材矧ぎ付け。八葉蓮華の蓮肉部は横木上下二材製。周縁は中央一区画、左右各三区画の計七区画。中央は縦六材製、前方にせり出す周縁先端部に不規則に別材を矧ぎ足し先端を形作る。左右各三区画は各縦二材製。各区画は二重円相部に釘打ちで留める。背面の上下四箇所に横棧を打ち付ける(新補)。

光背は後方の厨子内壁に設けた銅製掛金具を、身光背面上部の横棧に設けた銅製壺金具に掛け固定する。

(台 座)

桧材、漆箔仕上げ。

仰蓮は側板堅木十二方を桶状に矧ぎ付け、花先に各別材を貼り付ける。天板は大略一材、その前後に小材を矧ぎ足し側板に嵌め込む。仰蓮内部に足柄受け、その材を受ける左右中棧、光背柄受けを設ける(すべて新補)。反花は六方組み付け、内部の各隅に三角材を矧ぎ、各三角材間の仰蓮との隙間を埋める材、キの字形中棧、中棧下部左右二箇所に地付に届く束を設ける(内部は三角材以外すべて新補)。円形框は六方組み付け、内側背面を除く各隅に三角材を矧ぐ。廻脚は十材を貼り廻す。円形框と廻脚の入隅に銅製隅金具を打ち付ける。

〔損傷状況〕

(本 躰)

- 1) 経年の塵埃が付着し、裾正面等に黒い虫糞の付着がみられた。
- 2) 後補の漆箔が著しく浮き上がり、全面にわたって剥落がみられた。特に左面相部の剥落が痛々しい状態であった。また截金や表面金箔に浮き上がりがみられ、地髪部の彩色にもわずかに浮き上がりがみられた。
- 3) 頭頂地髪部後部が欠失し、躰内内割りに通じる穴(縦1.6×横2.8cm)が開いていた。躰内には鼠が持ち込んだと思われる葉や布等が多量にみられた。
- 4) 頭上面の配列が乱れ、大笑面かと思われる頭上面一点が別保存されていた。
- 5) 髻後部が欠失し、天冠台背面の別材が亡失していた。
- 6) 左面相部の漆箔剥落箇所および天冠台右前、肩左上から背面等に虫蝕孔がみられた。
- 7) 宝鉢手の手首と肘前の矧ぎ目が緩み、動揺がみられた。
- 8) 近世修理時に脇手の配置や方向が乱れ、合掌手・宝鉢手を除く脇手が左方に18

本、右方に20本(その内1本は左手)取り付けられていた。また脇手に以下の損傷がみられた(脇手は移動後の位置名で記載)。

○指先の割損部補修箇所にて緩みや取り付け方向にずれがみられるもの

左 前列第2, 6手、中列第1, 4, 6, 7手、後列第3, 4, 5手

右 前列第3, 4, 5手、中列第4, 6、後列第1手

○後補の指が稚拙で形状不適合なもの

左 前列第3, 5, 6手、中列第2手、後列第4, 6手

右 前列第3, 5手、中列第2, 3, 6手、後列第2, 3, 4, 6手

○手首や肘付近の矧ぎ目(別材)にて緩みがみられたもの

左 前列第1, 4、中列第1, 4, 5, 7手、後列第1, 2, 3, 5手

右 前列第1, 2, 3, 5手、中列第1, 5, 7手、後列第1, 3, 5手

- 9) 脇手基部が左右中列外側からそれぞれ洋釘で肘部両側面に打ち付けられていたが、柄等の痕跡を無視して取り付けられており、位置や角度にずれが生じていた。また基部材の前後に貫通する丸柄の取り付けに緩みがみられた。
- 10) 左足先の取り付け角度が悪く、本肘が左に傾いた状態で像が立てられており見苦しかった。また左足先材中央の割損補修箇所には目違いがみられた。
- 11) 持物に欠失(戟の紐下部、錫杖の柄下部、未開蓮先、五鈷杵上部・舌、仏子下部、三鈷剣先、葡萄先、柳先、胡瓶下部)や、亡失(宝鉢、金環、絹索、開蓮、鉤、弓、水瓶、三鈷杵、未開蓮、数珠、月輪、鏡、開蓮、独鈷杵、経巻、箭)するものがあった。また、宝鉢手上にはが宝鉢の代わりに日輪が置かれていた。
- 12) 各所に打たれる鉄釘や鉄鋸が腐食し、周囲の木部を朽損させているものがあった。
- 13) 左右垂下天衣の取り付け部が割損し補修されるが、補修箇所にて目違いがみられた。
- 14) 銅製の簪・冠簪・胸飾に錆や変形する箇所がみられ、瓔珞を繋ぐ銅線が劣化する箇所があった。

(光 背)

- 1) 全体に薄く塵埃が被っていた。また背面の一部に補強の為の紙貼り補修がみられた。
- 2) 二重円相部および周縁部の漆箔に浮き上がりがみられた。特に矧ぎ目や割損箇所の周囲の後補漆箔に浮き上がりがみられた。後補漆箔には表面の目違いを目立たなくする為に盛り上げられた箇所や、真鍮粉が原因と思われる緑色に変色した箇所がみられ見苦しかった。
- 3) 二重円相部は矧ぎ目が切れ、周縁部は矧ぎ目の緩みや割損がみられた。周縁部は近時修理時に矧ぎ目や割損箇所の大半を樹脂等で接着されていたが、目違いが生じている箇所が多くみられた。またその際、補強のため接着部を繋ぐ様に部材に穴を開け、銅線で括る補修が各所で行われ、見苦しかった。
- 4) 二重円相の柄を彫出する中央下部材の矧ぎ目が緩み、光背の立ちが安定せず、本肘宝冠帯と光背八葉蓮華を銅線で繋ぎ、さらに光背後方の厨子内左右壁面に渡した横棧で支えられていた。また二重円相部背面の後補の横棧四本は、鉄釘が錆びて取り付けに緩みがみられ、材の厚みが薄く、粗雑で使用に耐えなかった。
- 5) 周縁の中央、左右上、左等に近世修理時の後補部分がみられたが形状不適合な箇所が多かった。
- 6) 周縁部を二重円相部に留める鉄釘に錆がみられた。

(台 座)

- 1) 経年の塵埃や黒い虫糞の付着がみられた。
- 2) 矧ぎ目周囲の漆箔や、框の漆塗りに下地からの浮き上がりがみられた。
- 3) 仰蓮の矧ぎ目等が修理されているが古色の変色が生じ見苦しかった。別材の蓮弁花先の矧ぎ目に動揺や目違いが生じている箇所があった。また矧ぎ目にわずかに隙間のみられる箇所があった。
- 4) 反花は近世の接着材と洋釘打ちで円形框に接合されていたが、背面で目違いがみられ、矧ぎ目が緩み、亀裂の生じる箇所もあった。また仰蓮底面が反花内側より小さく、隙間のみられる箇所があった。
- 5) 円形框の矧ぎ目を繋ぐ鉄鋸が錆びて浮き上がり、矧ぎ目に緩みや亀裂が生じる箇所があった。廻脚を框に打ち付ける鉄釘にも錆が生じていた。また銅製隅金具を留める銅釘が劣化している可能性があった。
- 6) 台座内部の各所に洋釘が打たれ、それぞれに巻き付けた銅線で台座各段が繋がれていた。また内部構造が弱く、足柄や光背柄受け材も稚拙で、像および光背の安定に不安があった。
- 7) 本躰の左方向への傾きに合わせて仰蓮下面の右方を削り傾け、像が垂直に立つように調整されていたが、仰蓮天板が傾いているため見苦しかった。

〔修理仕様〕

※第1年度(令和6年度)に本躰・光背・台座を修理工房に運び入れ、酸化エチレンと1, 1, 1, 2テトラフルオロエタンの混合ガス(商品名FレューMS)のガス燻蒸による殺虫・殺菌を行った後、第1年度(令和6年度)から第2年度(令和7年度)にかけて以下の修理を行った。

(本 躰)

- 1) 経年の塵埃は筆・刷毛で払い、付着する虫糞は精製水・アルコール水で除去を行った。(第1年度)
- 2) 著しく浮き上がる後補漆箔は、水溶性アクリル樹脂(商品名バインダー17、原液23%、以下同じ)3～5倍希釈液、およびアクリル樹脂エマルジョン(商品名プライマルAC2235、原液46%、以下同じ)原液～2倍希釈液で剥落止めを行った。また截金や金箔の浮き上がりがみられた箇所は、ヒドロキシプロピルセルロース(商品名セルーM、溶剤エタノール、以下「HPC」と記す)0.5%溶液および水溶性アクリル樹脂5～10倍希釈液を用いて剥落止めを行った。また地髪部はメチルセルロース(東京化成工業株式会社製 試薬M0293)1%溶液にアクリル樹脂エマルジョン原液を1%加えたもので剥落止めを行った。(第1年度)
- 3) 頭頂地髪部後部に開いた穴から躰内の状況を調査したところ、葉や紙片、布等に混じり本躰の剥落した漆箔片が多量に持ち込まれていた事が分かり、すべて取り出しを行った。(第1年度) 取り出した漆箔片は、面相部の漆箔を優先的に、元の位置に可能な限り復位を行った。また頭頂地髪部後部の穴は桧材で補足を行い、膠で取り付けた。(第2年度)
- 4) 頭上面は配列が乱れていたが漆で強固に接着されており、取り外しが困難であるため配置変更は行わなかった。別保存されている大笑面かと思われる頭上面は、修理仕様 本躰3)の頭頂地髪部補足材の後方に、竹の合釘を新補し膠で取り付けた。(第2年度)

- 5) 髻後部の欠失箇所および天冠台背面の別材亡失部は、検討の結果、損傷移行も無く、後方で尊容を害しない為、現状のままとした。
- 6) 左面相部および天冠台右前、肩左上から背面等にみられた虫蝕孔は、ブチラール樹脂(商品名エスレックB BM-2、溶剤ブチアルコール+エチアルコール、以下同じ)20%溶液+砥の粉+水干絵具を差し入れ補修した。(第1年度)
- 7) 宝鉢手の手首と肘前の矧ぎ目の緩みは、矧ぎ目から一旦解体した。(第1年度)
宝鉢手は、修理仕様 本鉢3)の腹部等への漆箔片復位後、両肘前矧ぎ目の隙間には桧のマチ材を膠で貼り、使用に耐えない竹の合釘を新補して矧ぎ目を繋ぎ直し、肘に打たれていた銅鏝は形を整え再利用し、膠で接着し直した。(第2年度)
- 8) 脇手は基部も含め一旦すべて取り外した。矧ぎ目の緩む手首先のうち表面層の切れたものは一旦解体し膠で接着し直し、表面層が繋がり隙間の少ないものはアクリル樹脂エマルジョン原液を隙間に差し入れて接着し安定をはかった。また近世修理時の取り付け方向がずれていた指先は一旦取り外し、方向を修整し膠で接着し直し、形状不適合の後補の指は取り外し、桧材で新補して形状を整えた。(第1年度) 脇手の配置を検討し、脇手および基部の釘穴の痕跡を元に、後補脇手が入り交じる中で可能な範囲で全体の形状を整えて配置した。脇手は前膊部の長さは足さず、脇手根元で鋸目が入り切り取られた箇所は桧材で補足し、取り付け角度を微調節する為の桧のマチ材の貼り付けを行った。漆箔の痕跡が繋がる脇手の位置は動かさない様にし、竹の合釘を新たに入れ、必要な強度に合わせ膠および漆で接着し組み直した(修理図解に移動前後の配置を記載)。その際、右方に配置されていた左脇手1本を痕跡を頼りに元に戻した(右中列第3手から左後列第6手へ)。
- 9) 脇手基部の取り付けは、鉢部両側面にある丸柄穴に対し、右脇手基部中列内側には丸柄穴があったが、左脇手基部中列内側には丸柄穴の痕跡が無く、両脇手基部中列内側の上下二箇所に残る釘穴と鉢部両側面の釘穴との位置が合う為、右脇手基部に残っていた丸柄は撤去し、新たに両脇手中列基部内側に真鍮の合釘を入れ、本鉢との間に生じた隙間には桧のマチ材を貼り、両脇手基部を膠で接着した。また基部材を前後に貫通する丸柄の取り付けの緩みは、丸柄穴の隙間に桧のマチ材を膠で接着し、左の前列と中列に残る釘穴を利用し、新たに竹の合釘を入れ安定をはかった(丸柄、竹釘は接着せず)。(第2年度)
- 10) 左足先および左足先材中央の割損補修箇所は一旦解体し、中央の割損箇所は目違いを修整して麦漆およびエポキシ系樹脂(商品名 ポンドクイック30、以下同じ)を用いて接着した。(第1年度) 本鉢の立ちが左に傾いていた為、左足先の取り付け角度を可能な範囲で調整すると同時に、左足底に桧のマチ材を膠の点付けで取り付け、本鉢の傾きを修整した。(第2年度)
- 11) 持物は一旦すべて取り外した。(第1年度) 欠失する箇所や亡失する持物はすべて桧材、漆箔仕上げで補足した。持物の配列は、妙法院 蓮華王院(三十三間堂)の木造千手観音立像の持物の配列を参考に、印を結ぶ指穴の大きさや指の形状に合わせ、可能な範囲で整え、竹の合釘を入れ膠で接着、または銅線を用いて取り付けた。(第2年度)
- 12) 腐食する鉄釘や鉄鏝の錆を除去し、朽損している周囲の木部および鉄釘・鉄鏝にアクリル樹脂(商品名パライド B72、溶剤メチルセロソル、以下同じ)12%溶液を塗布し、周囲の木部への材質強化および鉄釘・鉄鏝への防錆処置を行い、表面を新たな木屎漆で整えた。(第1年度)
- 13) 左右垂下天衣は一旦取り外した。(第1年度) 取り付け部の割損箇所は目違いを

修整してエポキシ系樹脂で接着し、位置を調整し新たな真鍮釘で取り付け付けた。なお、割損をおこした垂下天衣上部の釘穴は損傷移行の恐れがある為、使用しなかった。(第2年度)

- 14) 銅製の簪・冠繪・胸飾は一旦すべて取り外した。(第1年度) 簪・冠繪・胸飾の変形する箇所は可能な限り整え、瓔珞の劣化する銅線は新しい銅線に取り替えた。所有者および京都府との検討の結果、簪・冠繪・胸飾はすべて後補で本像にそぐわない為別保存することとなった。協議の上で保存箱の仕様を決め、所有者作製の保存箱(本事業外。杉材製、紺色柿渋塗り、慥食式扉、外寸法 幅 58.4cm 奥 27.6cm 高98.1cm)に撤去部材等のお返し品と共に納め、堂内に戻した。(第2年度)

(光 背)

- 1) 全体に薄く被っていた塵埃を筆や刷毛、精製水で掃除を行った。また背面の一部に残っていた補修の紙貼りは撤去した。(第1年度)
- 2) 二重円相部および周縁部の漆箔にみられた浮き上がりは、水溶性アクリル樹脂3～5倍希釈液、およびアクリル樹脂エマルジョン原液～2倍希釈液で剥落止めを行った。また、後補漆箔のうち、変色や盛り上がり等で見苦しい箇所は除去を行った。また当初の漆箔上に広がる緑色に変色した箇所は慎重に削り取り、可能な範囲で除去を行った。(第1～2年度) 見易い程度に漆箔の繕いを行った。(第2年度)
- 3) 二重円相部、周縁部の矧ぎ目や割損で離れる箇所を一旦取り離し、目違い箇所も可能な範囲で取り外した。割損部は麦漆およびエポキシ系樹脂を用いて接着し、矧ぎ目は膠で接着し、強度を要する箇所は麦漆の点付けも併用し接着を行った。また銅線で括る補修箇所は、目違い修整等の解体に必要な箇所から切断し、可能な限り撤去を進めた。(第1～2年度) 銅線の補修箇所のうち、目違いが無く解体を要しない箇所は基本的にそのまま銅線を使用し、各区画を繋ぐ箇所等、強度を必要とする箇所は新たな銅線で繋ぎ直した。銅線を通す際に開けられた穴は桧材で埋め直し、見易いように整えた。なお、修理作業中に光背左周縁部の12箇所に割損が生じた。これは工房内で光背を担架に寝かせていたところ、誤って職員が左周縁部に接触した為に生じた。所有者、京都府および京丹波町の各文化財担当者に報告し、状況確認を受け、検討・協議の結果、当該割損箇所はエポキシ系樹脂による接着処置を行なった。(第2年度)
- 4) 本牀宝冠帯と光背八葉蓮華、厨子内横棧を繋いでいた銅線は切り離し、二重円相部背面の後補の粗雑な横棧四本は撤去した。(第1年度) 二重円相部背面に新たに桧材で横棧四本を設け、膠の点付けと、鉄釘の穴を利用し新たなステンレス製のビスで留め、補強を行った。また厨子内横棧は撤去を行い、身光背面上部に設けた横棧に新たに銅製壺金具を設け、厨子後壁には新たに銅製掛金具を設けて壺金具と繋ぎ、光背の安定をはかった。(第2年度)
- 5) 周縁部にみられた近世修理時の形状不適合な後補部は撤去し、桧材で補足を行った。(第1～2年度)
- 6) 周縁部の二重円相部に留める鉄釘の錆は除去し、アクリル樹脂12%溶液で防錆処置を行い、使用に耐えないものは抜き取り真鍮釘に打ち替えた。(第2年度)

(台 座)

- 1) 経年の塵埃を筆や刷毛で払い、黒い虫糞等を精製水を使用して掃除を行った。

(第1年度)

- 2) 漆箔や漆塗りの下地からの浮き上がりは、水溶性アクリル樹脂3～5倍希釈液、およびアクリル樹脂エマルジョン原液～2倍希釈液で剥落止めを行った。(第1年度)
- 3) 仰蓮の矧ぎ目等の修理箇所で見られた古色の変色は、見易い程度に古色修整を行った。別材の蓮弁花先のうち、矧ぎ目に動揺や目違いのみられるものは一旦解体し、膠で再接着した。また仰蓮に見られた矧ぎ目のわずかな隙間には、膠を差し入れ安定をはかった。(第2年度)
- 4) 反花は洋釘を除去して円形框から取り離し、各部材を内側各隅の三角材も含め一旦解体した。背面の目違い箇所を修整し、矧ぎ目には必要に応じて桧のマチ材を入れ、膠で接着し、釘穴を利用し新たに真鍮釘を打ち組み付けた。また仰蓮底面が反花内側より小さく隙間がみられる箇所には、反花内側に隙間を埋めるように桧材を新補し、膠で接着した。(第2年度)
- 5) 円形框の矧ぎ目に打たれた鉄鏝は抜き取り、円形框は廻脚も含め一旦解体した。鉄鏝は錆を除去し漆で防錆処置を行い、円形框と廻脚の矧ぎ目には、必要に応じて桧のマチ材を入れ膠で接着し、廻脚を留める錆びた鉄釘はすべて撤去し、新たに真鍮釘を打ち組み付けた。表面の黒漆は見易い程度に漆塗りで繕いを行った。また銅製隅金具の銅釘で使用に耐えないものは、新たな銅釘に打ち替え固定した。(第2年度)
- 6) 台座内部に洋釘が各所に打たれ、それぞれに巻き付けた銅線で台座各段が繋がれていた状態は、銅線を撤去し洋釘をすべて抜き取った。仰蓮内の稚拙な足柄や光背柄受け材は撤去し、新たに桧材で足柄受け(仰蓮天板の足柄穴内側には桧のマチ材を膠で貼り付け)と光背柄受けを設け、それを受ける左右二材の中棧を桧材で設けた。反花には桧材でキの字の中棧を設け、その下方左右二箇所に桧材で地付までの束を設け、台座の構造を補強した。また各上下段の繋ぎは、仰蓮・反花間は左右二箇所、反花・框間は前後二箇所にダボを設け、台座の安定をはかった。(第2年度)
- 7) 本躰の左方向への傾きに合わせて、仰蓮下面の右方を削り傾け、像が垂直に立つように調整されていた状態は、仰蓮天板の傾きを修整するよう(前後方向はやや前傾のまま)仰蓮下面に新たに桧材を補足した。本躰は修理仕様(本躰10)の通り傾きを修整し、光背の立ちは光脚底面に桧の薄板を膠で貼り付けて調整し、全体の見た目を整えた。

以上の修理箇所は古色仕上げとし、修理記録の銅札を台座反花新補中棧に取り付けた

〔特記事項〕

- 1) 台座反花背面材内側面に墨書がみられた(修理記録写真No.32参照)。
- 2) 修理中に、所有者より種子曼荼羅の描かれた経巻および修理記録の書かれた紙を納入品として預かり、渋紙に巻き入れ(径1.6cm、長さ31cm)、修理仕様(本躰3)にある頭頂地髪部後部穴の補足材の底面に、竹釘と膠で貼り付け納入した。(修理記録写真No.9, 31参照)

〔施工場所〕 京都国立博物館文化財保存修理所内

〔法 量〕

総 高 228.5 cm (光背頂上～台座地付)
 最大張 94.0 cm (光背周縁左端～同 右端)
 最大奥 67.1 cm (台座円形框正面～同 背面)

(単位 cm)

本 軀		光 背	
全 高	158.6	全 高	195.5
像高(頭上面～地付)	155.6	周縁最大張	94.0
頂上～顎	19.7	頭 光 径	40.0
髻 高	8.8	頭光中心高	135.8
頂上仏高	7.4	身 光 径	54.2
髪 際 高	133.6	八 葉 部 径	26.5
髪 際 ～ 顎	13.9	光脚 高	18.0
面 幅	13.5	光脚 張	42.2
耳 張	18.2	光脚 厚	1.5
面 奥	16.6	柄 高	7.7
臂 張	36.0	柄 幅	10.8
裾 張	27.4	柄 厚	1.5
天 衣 張	44.5	台 座	
足先開 内側	6.1	台 座 高	36.2
足先開 外側	17.6	蓮肉 高	19.1
左足柄 高	6.7	蓮肉 径	45.5
左足柄 幅	3.0	蓮 弁 張	51.5
左足柄 奥	10.1	反花 高	10.0
右足柄 高	6.7	反花 径	69.5
右足柄 幅	3.1	円形框 高	3.9
右足柄 奥	10.0	円形框 張	82.5
胸 奥	16.5	円形框 奥	67.1
腹 奥	17.6	廻脚 高	3.9
脇 手 張	69.4*1	廻脚 張	82.5
本軀最大張 (開蓮左端～同右端)	75.5	廻脚 奥	67.1
本軀最大奥 (錫杖先端～裳裾)	36.9	持 物	
		戟 長(柄のみ)	145.7(127.6)
		錫杖 長(柄のみ)	146.0(132.3)

*1: 左脇手後列第四手第二指先～右脇手後列第四手第三指先

(重 量) 本軀(脇手・持物含む): 13.4 kg 台座: 18.0 kg

京都市下京区七条通高倉
 東入ル材木町476-1
 公益財団法人 美術 院

修 理 図 解

千 手 寺（京 都 府）

木 造 千 手 観 音 立 像 1 軀

凡 例



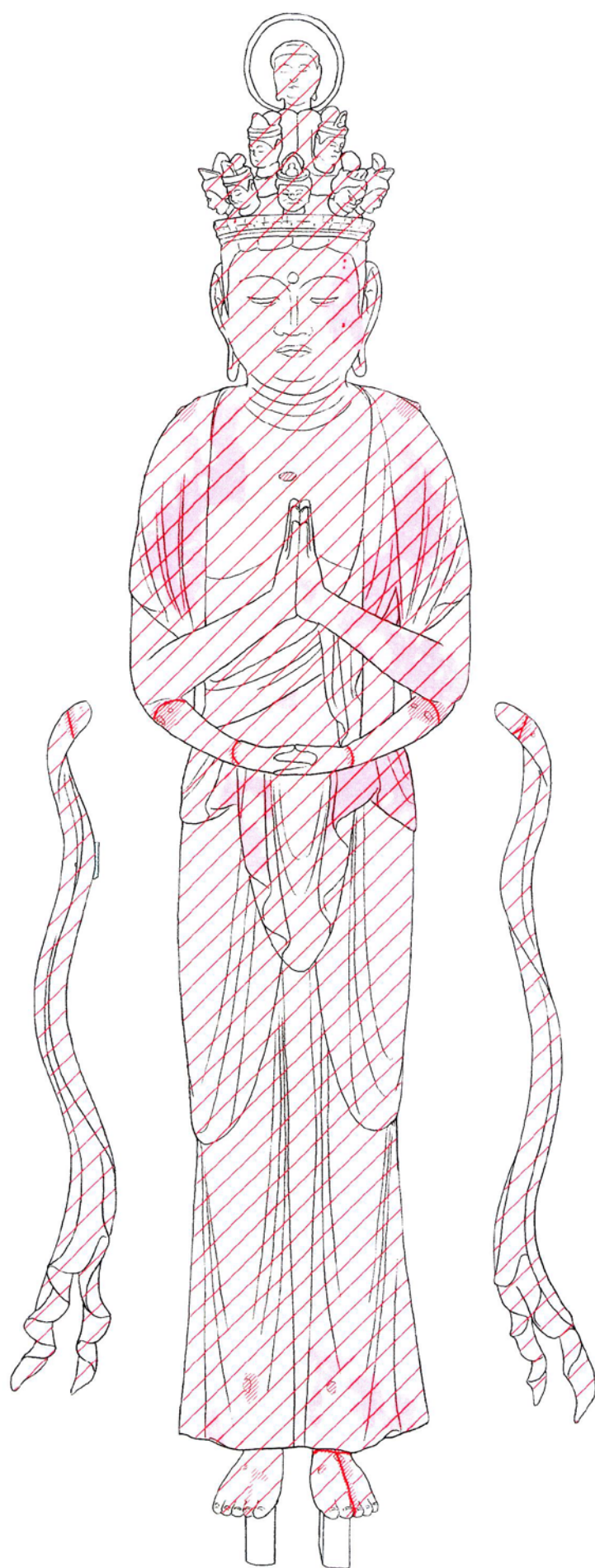
修 理 箇 所



補 足 箇 所

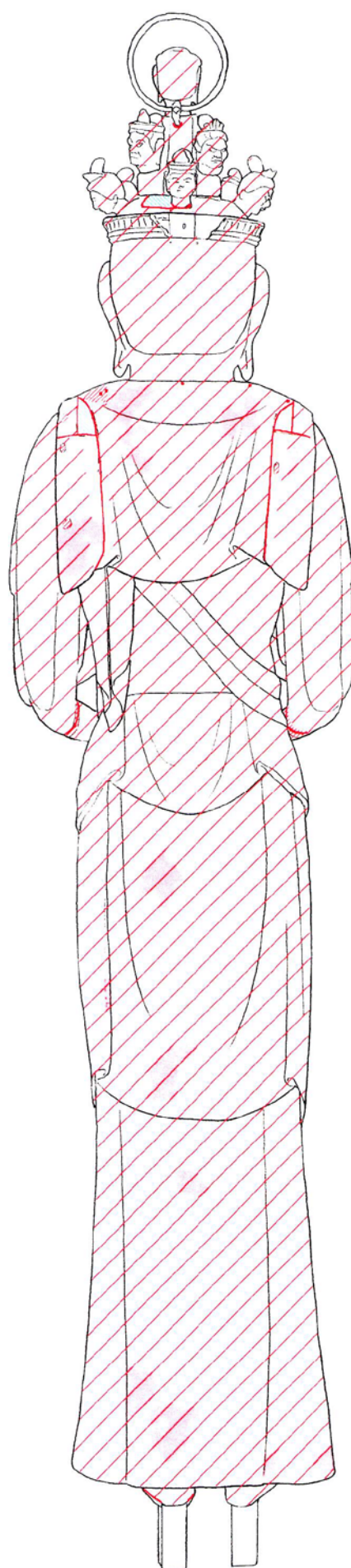
令 和 7 年 度

正面



*塗りつぶし箇所は剥落片復位箇所

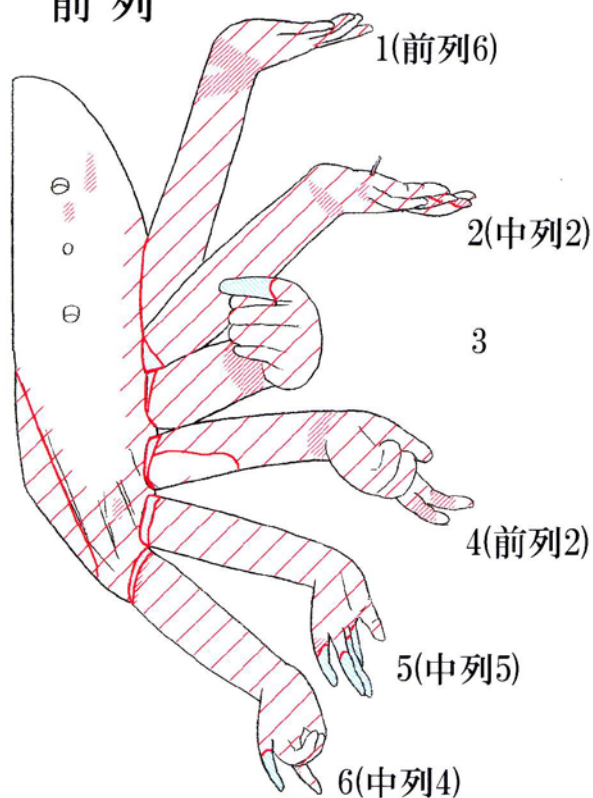
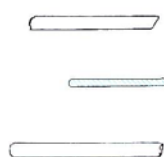
背面



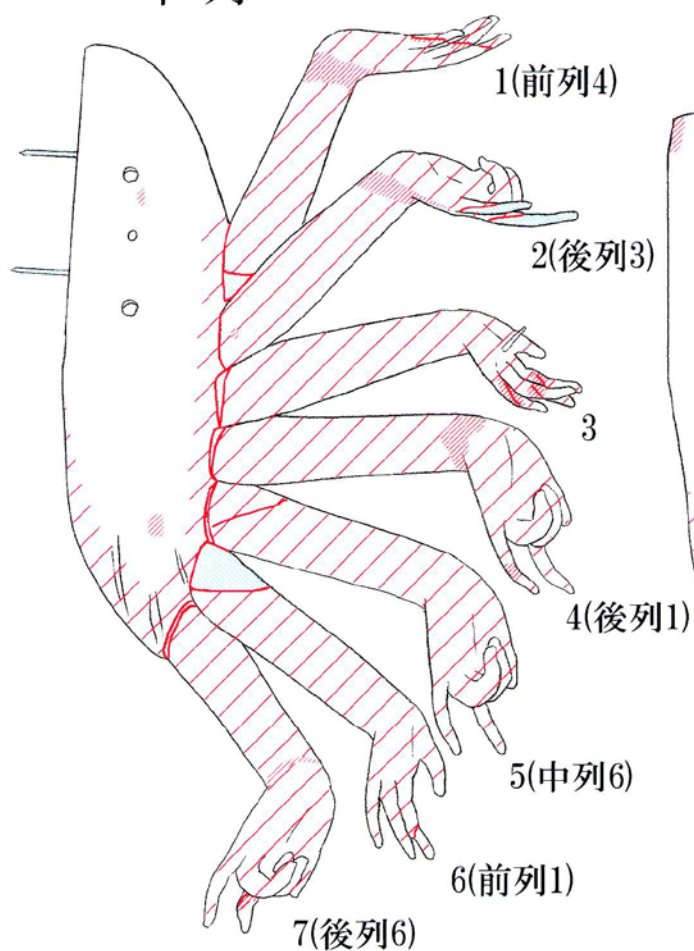
*塗りつぶし箇所は剥落片復位箇所

左脇手

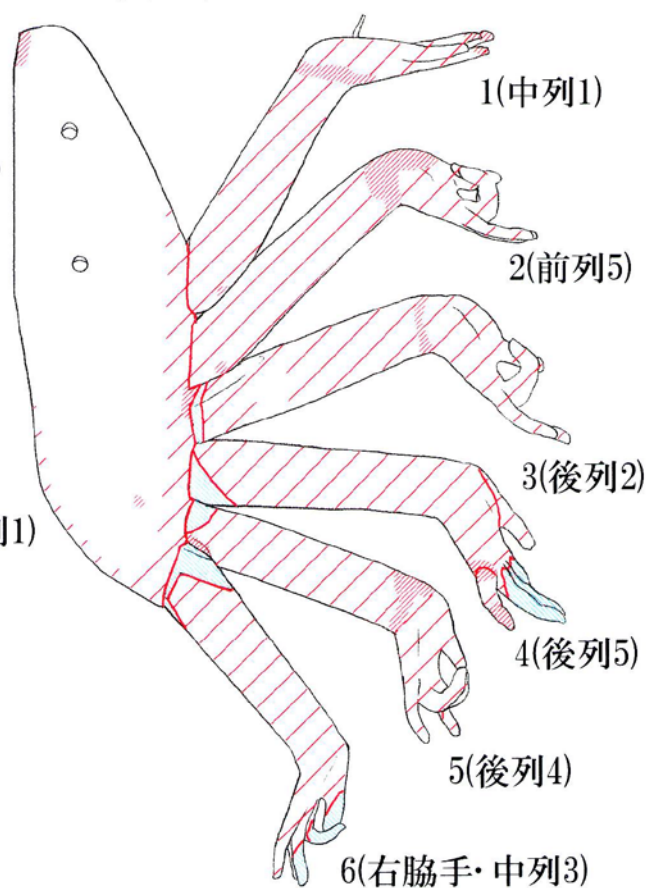
前列



中列



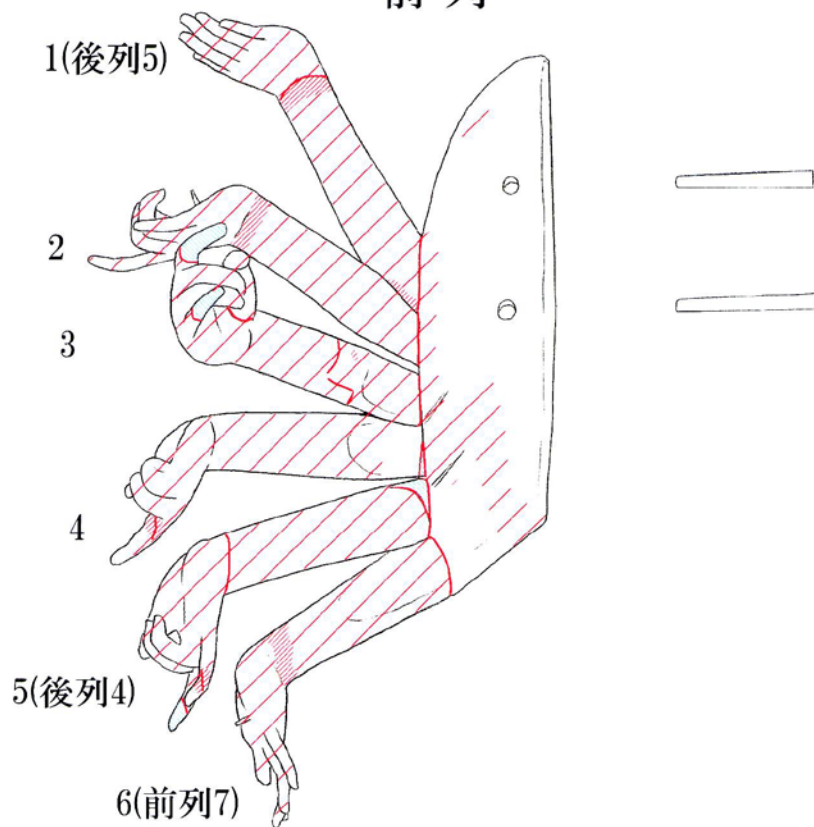
後列



* ()内は修理前の位置を記す

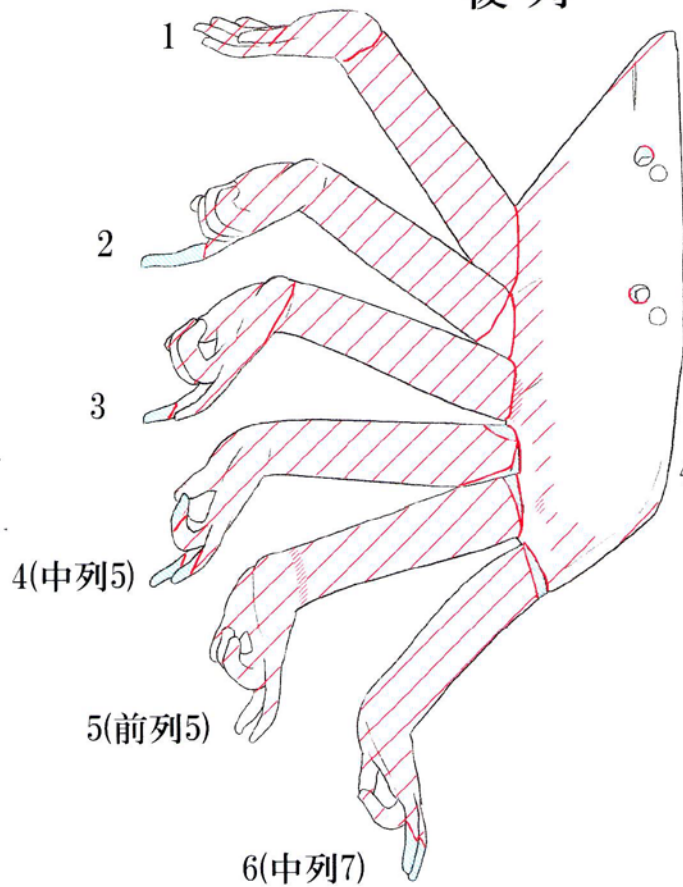
右脇手

前列

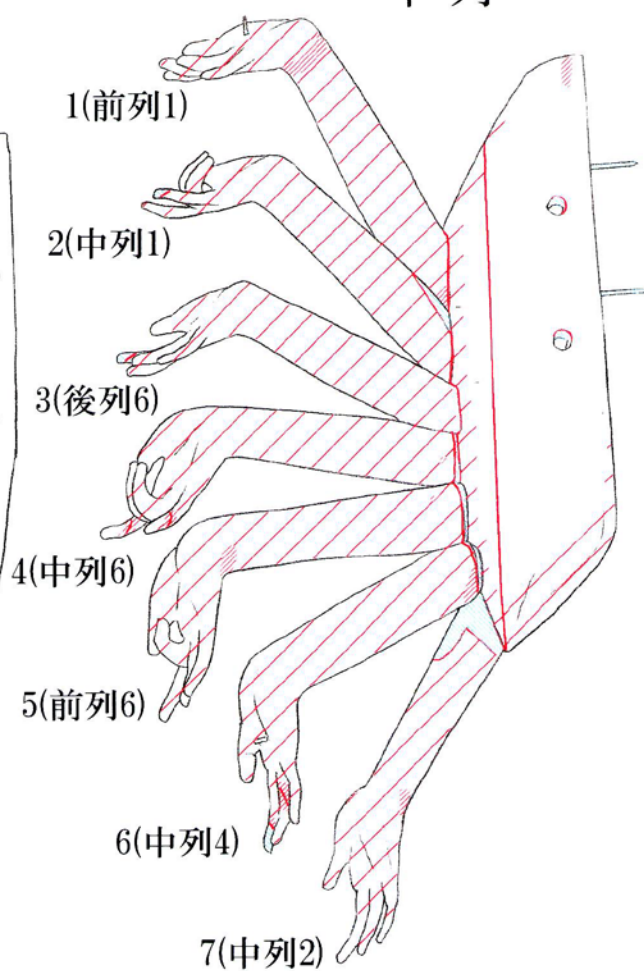


中列

後列

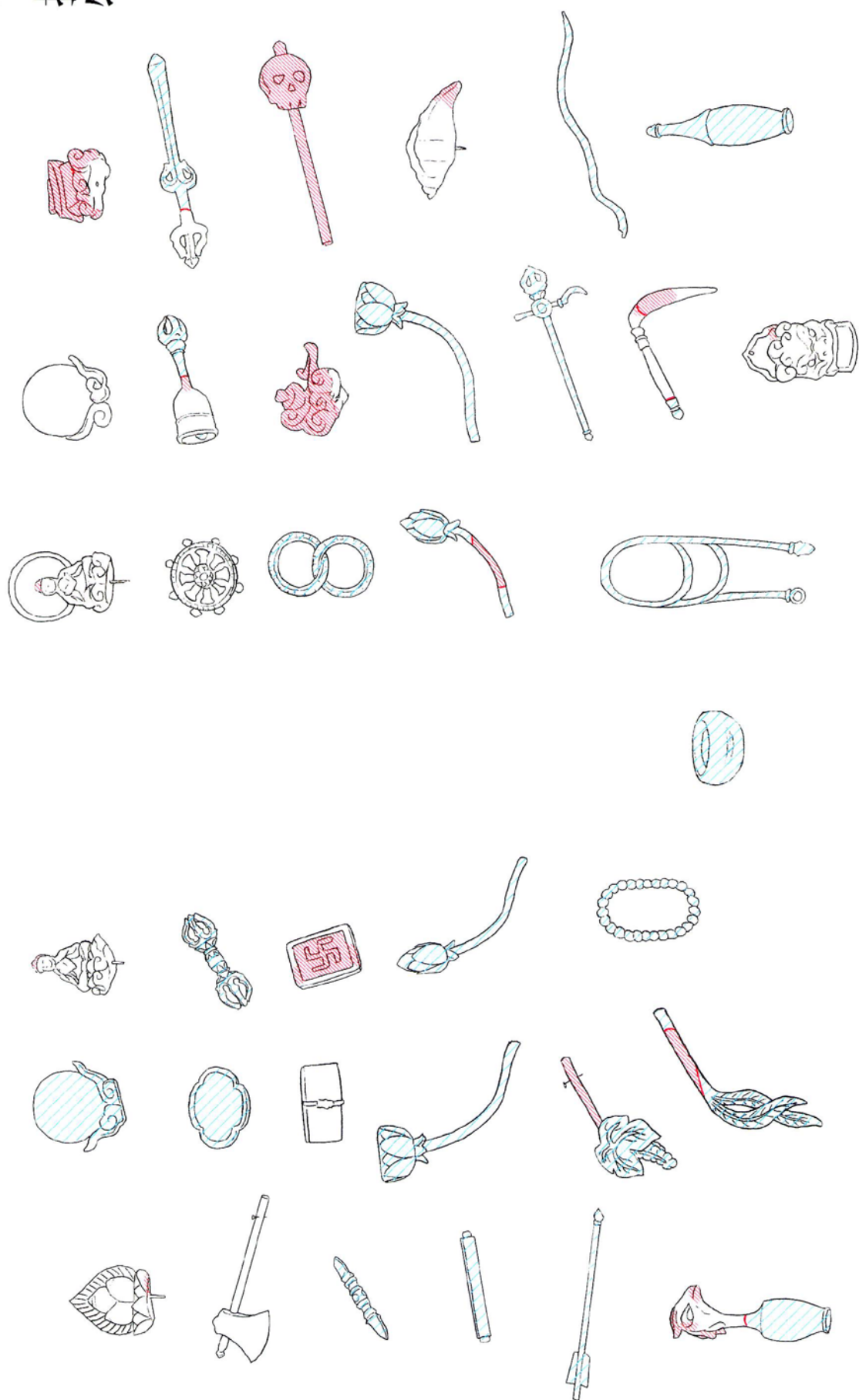


前列

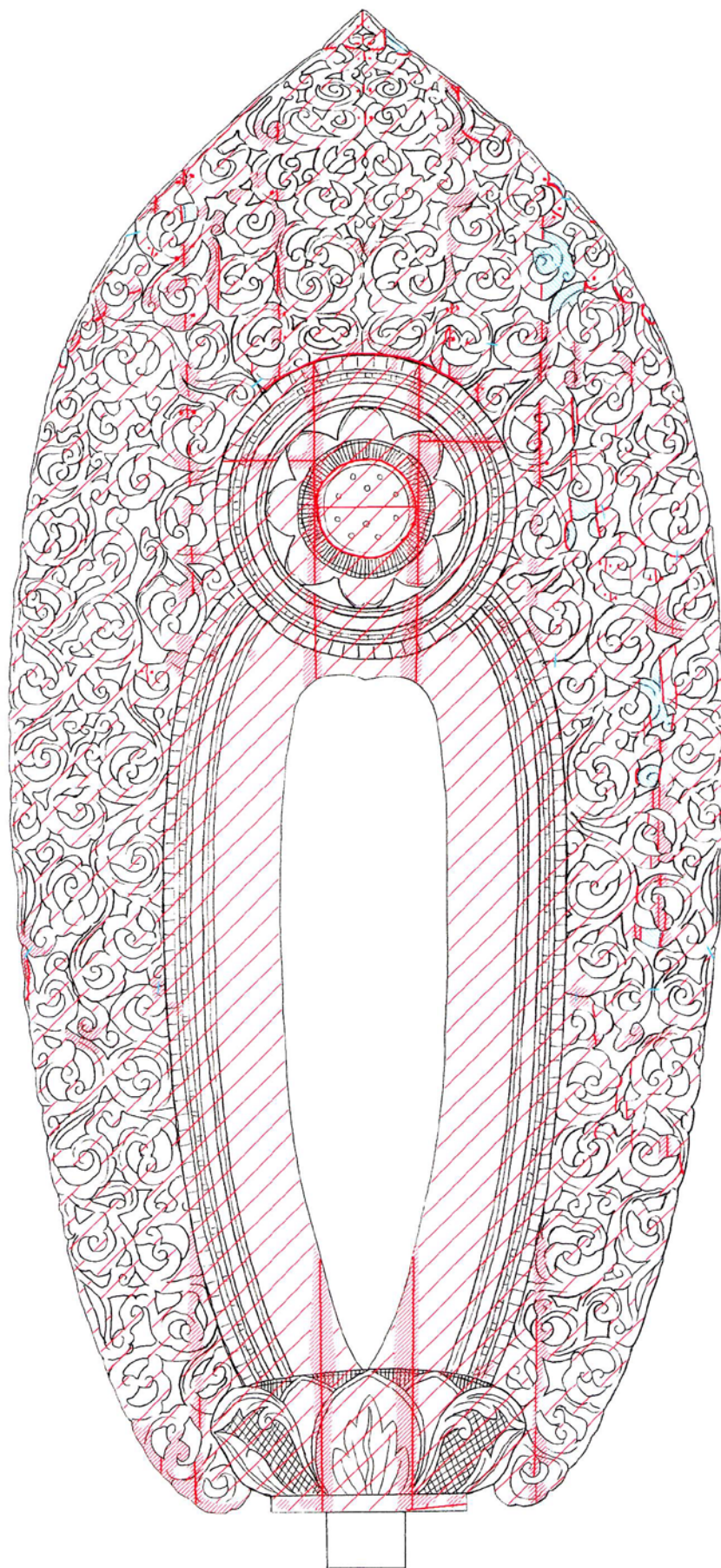


*()内は修理前の位置を記す

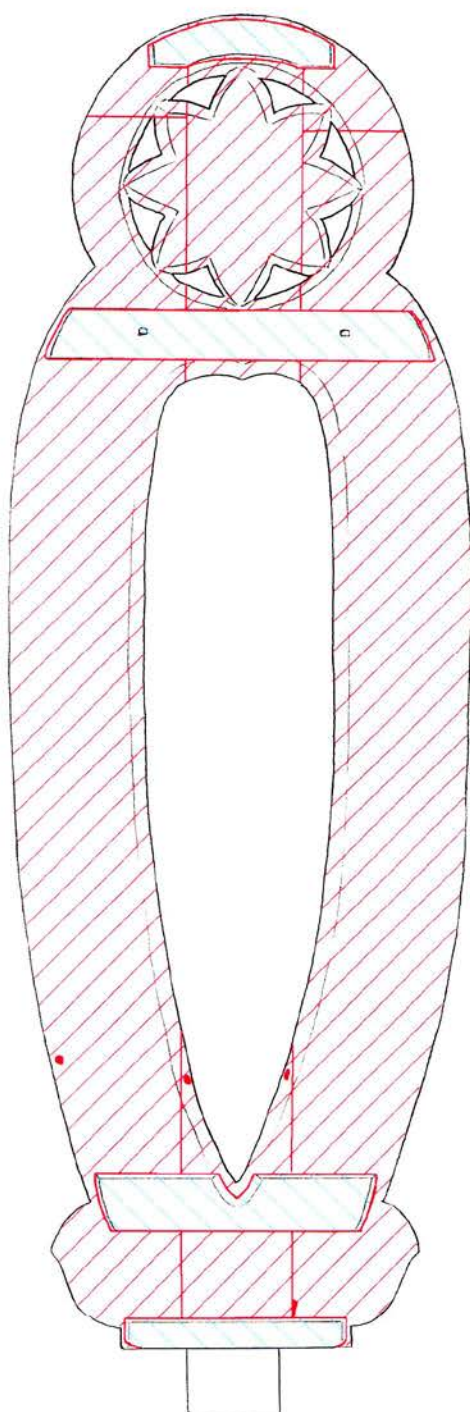
脇手持物



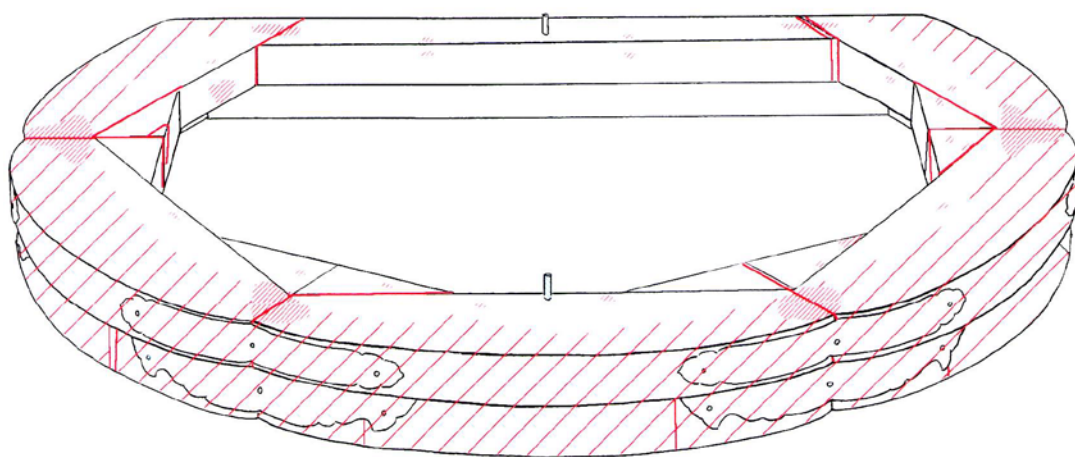
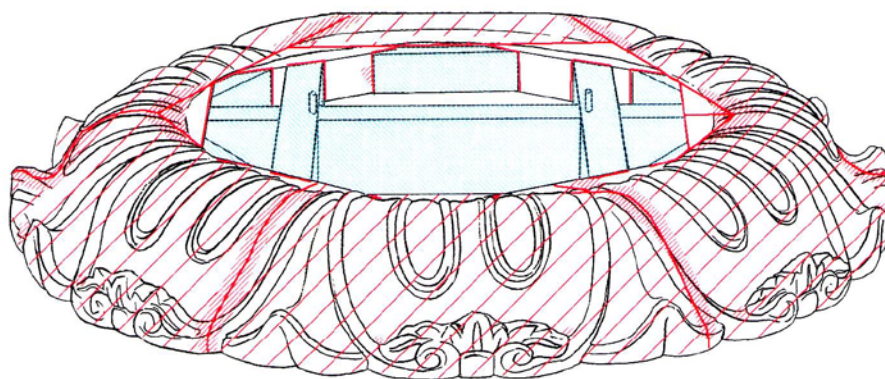
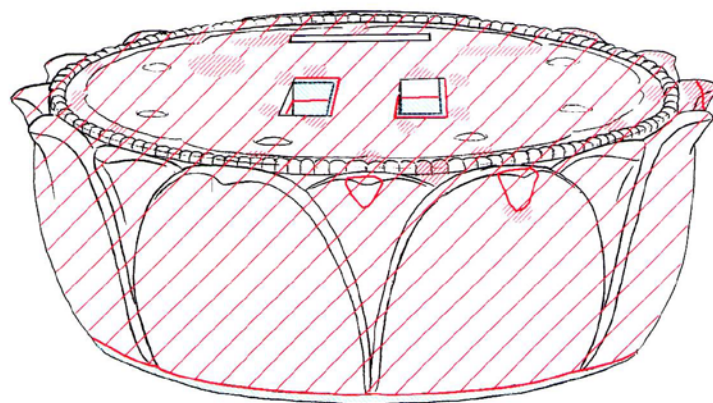
光背 正面



光背背面



台座



修 理 記 録 写 真

木 造 千 手 観 音 立 像 1 軀

(令 和 7 年 度)

京 都 府

千 手 寺



2、正面 完成



1、全影 完成



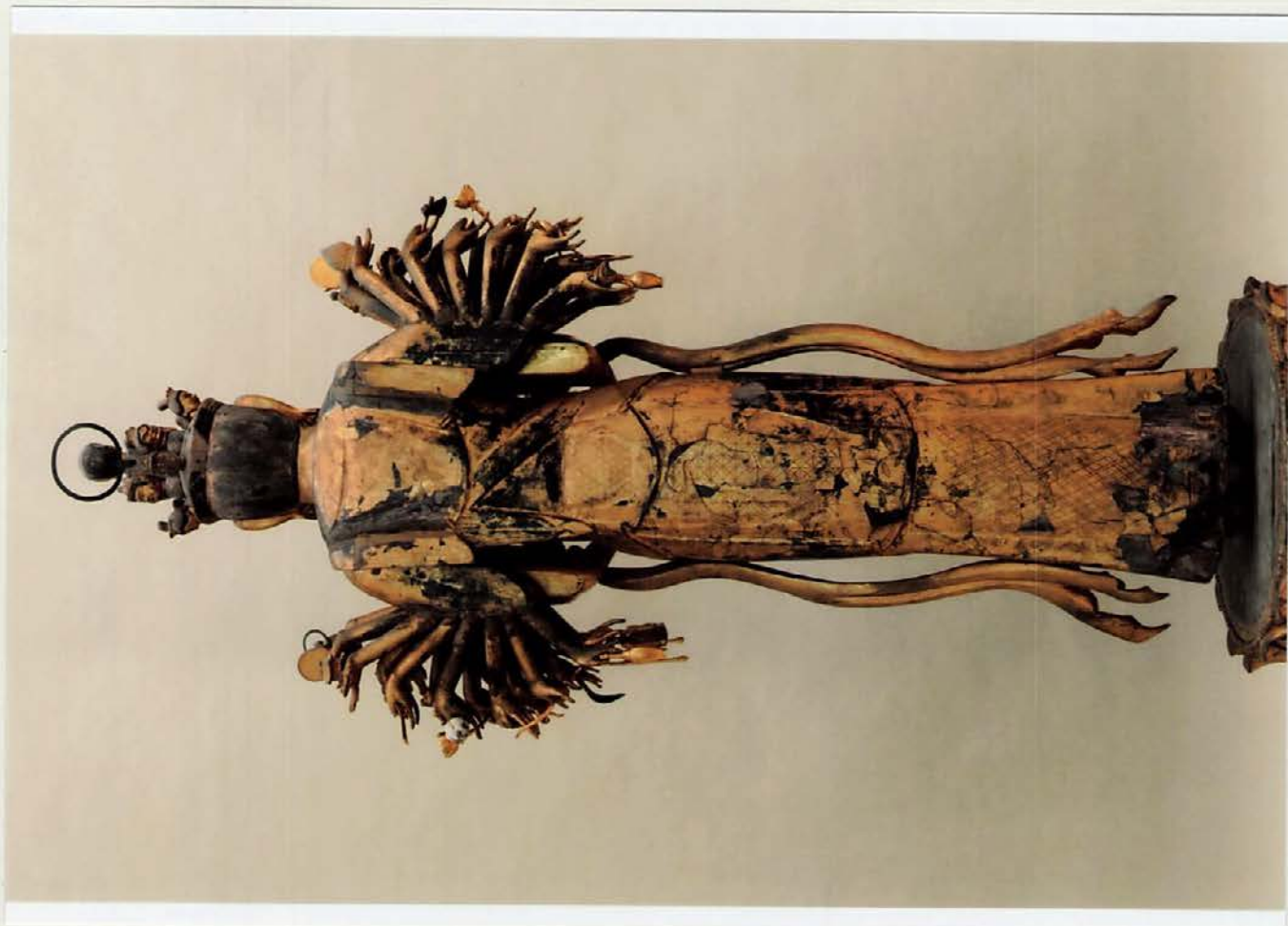
3、左側 完成



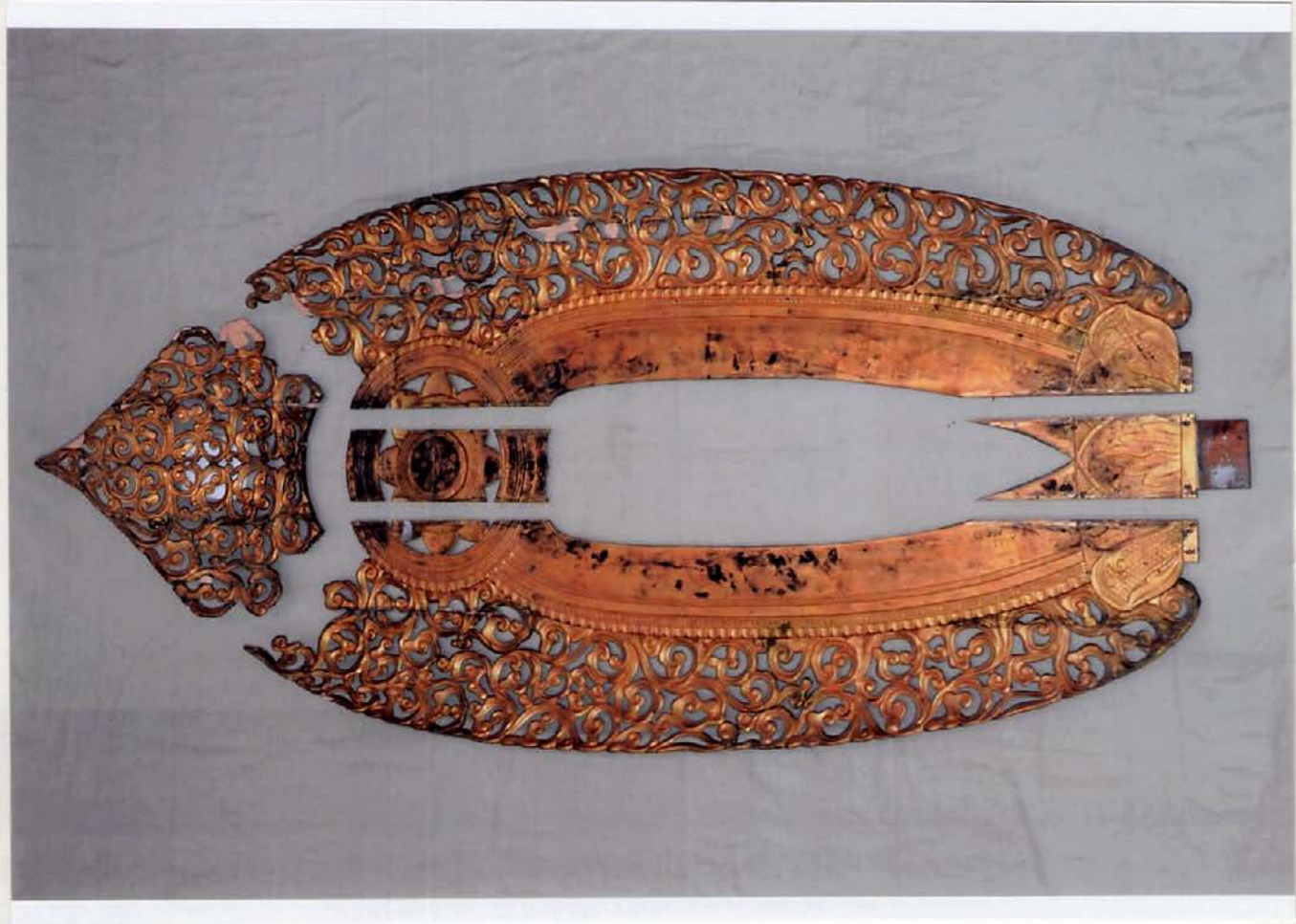
4、右側 完成



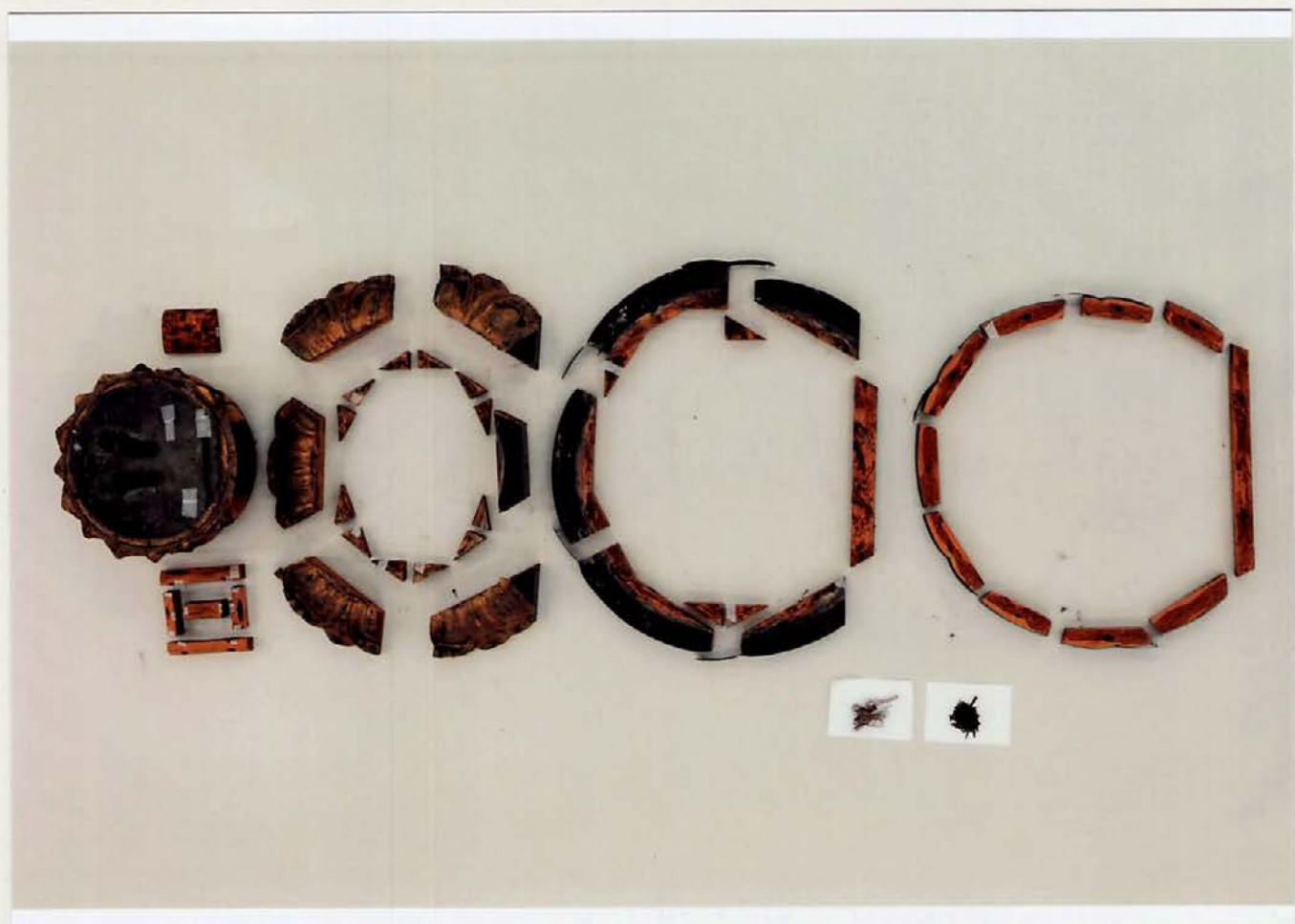
6、台光背 完 成



5、背面 完 成



7、光背解体



8、台座解体



13、宝鉢手 矧ぎ目マチ材補足



11、両肩後天衣部材 脱落漆箔片



14、宝鉢手接着



12、両肩後天衣部材 漆箔片復位



17、持物宝鉢補足



15、脇手 補足箇所箔押し



18、持物 補足箇所箔押し後



16、右脇手 基部に取り付け



19、左足先 割損部補修



20、左足先復位・足底マチ材補足後



21、光背八葉蓮華 蓮肉解体



22、光背八葉蓮華 蓮肉接着



23、光背周縁 割損状況



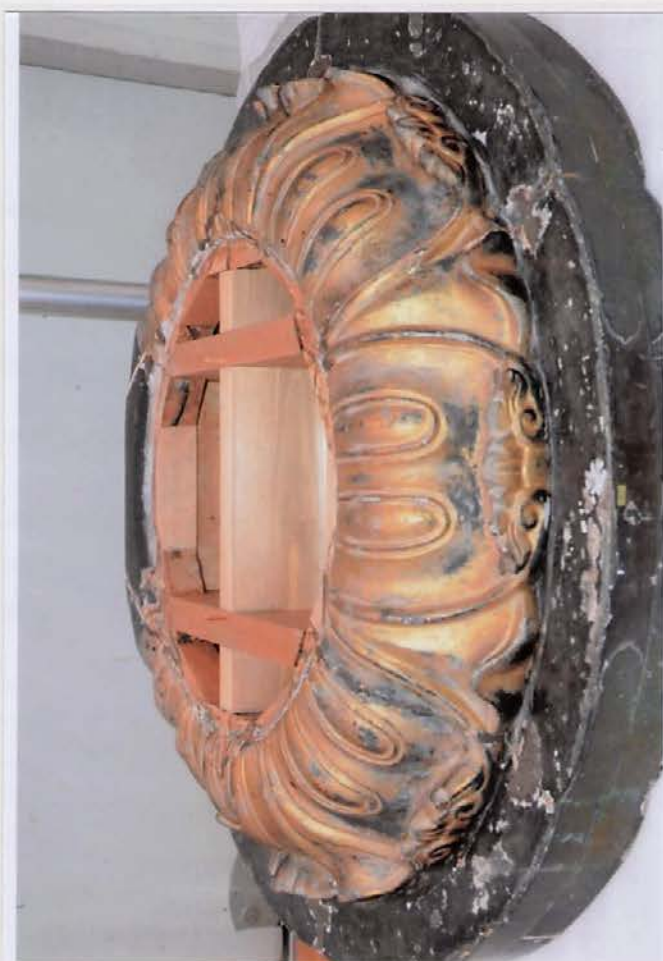
24、光背周縁 割損部接着



25、光背周縁 割損部接着補修後



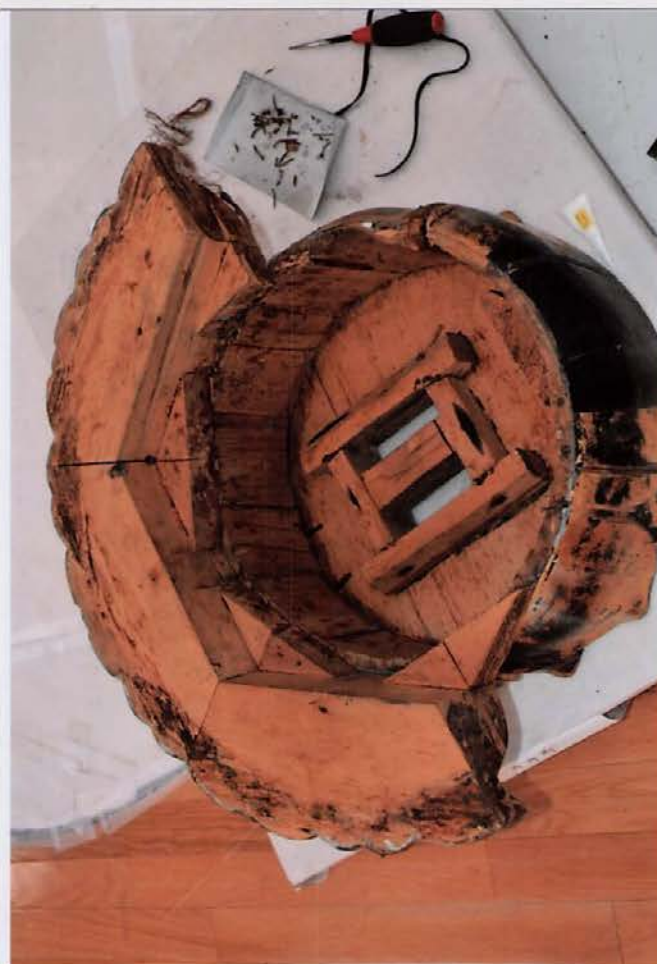
26、光背背面 横棧等補足



29、台座反花 内部構造補強材補足後



30、台座円形框 漆塗りの繕い



27、台座解体状況



28、台座仰連 内部構造補強材補足後



31、頭部穴内へ納入品納入

余 白



32、墨書 (台座円形框内面)



(1) 像内より取り出し品



(2) 像内より取り出した漆箔片



(3) 面部 漆箔剥落状況



(4) 面部 漆箔片復位後



(5) 両腕 漆箔剥落状況



(6) 両腕 漆箔片復位後